



平成30年(ワ)第9681号  
名誉毀損等請求事件  
原告 吉井康雄  
被告 学校法人大阪経済大学 外3名

令和元年9月10日

## 準備書面(3)

大阪地方裁判所 第24民事部 合議1係 御中

被告ら4名訴訟代理人

弁護士 俵 正 市

(主任) 弁護士 寺内 則 雄

弁護士 板谷 直 樹



頭書事件について、被告らは、以下のとおり弁論を準備する。

### 記

第1 原告が準備書面(1)添付資料NO30(以下、単にNO30と略し、NO31～NO35の表記も同旨)について

- 1 NO30の「公示文書」については、既に準備書面(2)において指摘したように、原告のホームページを見た本学の教職員及び評議員から心配の声が寄せられておりこれら本学関係者からの問い合わせへの対応のため、大学のホームページに掲載しないで公示したもので、非公開の理事会、評議員会にのみに配布しただけで学外第三者への流布の可能性はない(乙4の97～98頁の五 争点五についてを参照)。なお、準備書面(2)1頁東京地判平成21年3月18日は撤回する。
- 2 ところで、最判平成16年7月15日(乙5)は、「(1)事実を摘示しての名

誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、摘示された事実がその重要な部分について真実であることの証明があつたときには、上記行為には違法性がなく、仮に上記証明がないときにも、行為者において上記事実の重要な部分を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定される（最高裁昭和37年（オ）第815号同41年6月23日第一小法廷判決・民集20巻第5号1118頁，最高裁昭和56年（オ）第25号同58年10月20日第一小法廷判決・裁判集民事140号177頁参照）。一方、ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、上記意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があつたときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、上記行為は違法性を欠くものというべきであり、仮に上記証明がないときにも、行為者において上記事実の重要な部分を真実と信ずるについて相当な理由があれば、その故意又は過失は否定される（最高裁昭和60年（オ）第1274号平成元年12月21日第一小法廷判決・民集43巻12号2252頁，前掲最高裁平成9年9月9日第三小法廷判決参照。下線部は、重要な点につき代理人が記入。以下、同じ）。（2）上記の見地に立って検討するに、法的な見解の正当性それ自体は、証明の対象とはなり得ないものであり、法的な見解の表明が証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項ということができないことは明らかであるから、法的な見解の表明は、事実を摘示するものではなく、意見ないし論評の表明の範ちゅうに属するものというべきである。また、前述のとおり、事実を摘示しての名誉毀損と意見ないし論評による名誉毀損とで不法行為責任の成否に関する要件を異にし、意見ないし論評については、その内容の正当性や合理性を特に問うことなく、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、名誉毀損の不法行為が成立しないものとされているのは、意見ないし論評を表明する自由が民主主義社会に不可欠な表現の自由の根幹を構成するものであることを考慮し、これを手厚く保障する趣旨によるものである。そして、裁判所が判決等により判断を示すことができる事項であるかどうかは、上記の判別に関係しないから、裁判所が具体的な紛争の解決のために当該法的な見解の正当性について公権的判断を示すことがある

からといって、そのことを理由に、法的な見解の表明が事実の摘示ないしそれに類するものに当たると解することはできない。したがって、一般的に、法的な見解の表明には、その前提として、上記特定の事項を明示的又は黙示的に主張するものと解されるため事実の摘示を含むものというべき場合があることは否定し得ないが、法的な見解の表明それ自体は、それが判決等により裁判所が判断を示すことができる事項に係るものであっても、そのことを理由に事実を摘示するものとはいえず、意見ないし論評の表明に当たるものというべきである。」と判示する。

- 3 この最高裁の判例を踏まえて本件を考察するに、学校法人という公益法人である被告が2015年（平成27年）2月24日に公示した「本学元教員による名誉毀損、業務妨害行為について」と題する文書（乙2）における「本学は、適正、妥当な判断と手続により関係業務を行い、元教員の在職中に同人に対するハラスメント行為は一切ありません。上記の点を踏まえ、今後元教員による名誉毀損、業務妨害に対し、適正に対処する所存であります」の各表現は、「元教員が、インターネット上のサイトにおいて、訴訟記録他多数の情報を掲載し、本学、本学経営学部および関係者個人の名誉を著しく毀損し、本学の業務を妨害する行為を繰り返しています。」の各表現（意見）に対する反論の法的な意見ないし論評（見解）の表明であることは明らかで、「事実の摘示」をするものではない。また上記各表現が原告に対する人身攻撃に及ぶものとまでは言えず、NO30の「公示文書」は名誉毀損とは認められない。

## 第2 NO31～NO35について

- 1 NO31の甲28、NO32の甲27、NO33の甲25、NO34の甲23は、いずれも別件訴訟2（甲7～8）において被告大学が提出した証拠資料であるところ、甲28は被告大学の同窓会会長田村の「大学進学を控えた孫娘から『お爺ちゃんの大学のパワハラ事件は本当か？』との電話がありました。」との記述に関し適切に対応していないことを、甲27は前理事長佐藤が原告の上記ブログの記載により本学の業務遂行が立ち行かなくなっている等々を記載した表現を、甲25は理事会から経営学部長に対し特任教員問題の総括を要請されて当時の学部長木村教授が作成した文書における甲1～2の判決を歪める表現を、甲23は木村学部長が甲25を作成するに当たり吉井特任問題における経営学部の手続きについて教授会で確認する必要があるため、当該問題に関係した井形元経営学部長及び池島元副学部長

に対し事実確認を求め両名が作成した文書における甲1～2の判決を無視した虚偽の表現を、名誉毀損である旨主張する。しかし、上記のように甲23及び甲25は意見ないし論評の表明で「事実の摘示」とは認められず、また、甲27及び甲28は具体的にどの事実が「事実の摘示」なのか判然としない。

2 甲23, 甲25, 甲27, 甲28は被告大学が別件訴訟2において証拠として、被告北村の証人調書(甲18)は別件訴訟3の和解によって解決した草薙訴訟で提出されたもので、いずれも訴訟記録となり、何人も閲覧できるが(民事訴訟法91条1項), 謄写等の交付を請求できるのは、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限られるので(同法91条3項), 第三者への流布(伝播)の可能性は限定的で「公然性」は認められない。

3 これらの文書及び証言調書によって、人に対して社会が与える評価(社会的評価)の低下を意味する外部的名誉の毀損について、原告の具体的にいかなる外部的名誉が毀損されたのか判然としないことは既に準備書面(2)で指摘したとおりである。

4 更に、訴訟における主張立証活動が当初から相手方当事者の名誉を侵害し、または相手方当事者を侮辱する意図で、殊更に虚偽の事実又は当該事件と何ら関連性のない事実を主張する場合や、あるいはそのような意図がなくとも、相応の根拠もないままに、訴訟追行上の必要性を超えて、著しく不適切な表現で主張し、相手方の名誉を害し、又は相手方当事者を侮辱するなどの社会的に許容される範囲を逸脱するものでない限り、正当な訴訟活動として違法性を阻却される(乙6～8の裁判例参照)ので、被告大学が訴訟追行上の必要性から証拠として提出した甲28, 甲27, 甲25, 甲23の被告北村の証言調書(甲18)は著しく不適切な表現は認められない。

5 以上、1～4により、甲28, 甲27, 甲25, 甲23, 甲18による名誉毀損は認められない。なお、原告は別件訴訟2において上記の証拠を入手し名誉を毀損するものであることは容易に判断することが可能であったのであるから同訴訟において被告大学の提訴の不法行為にあわせて本件名誉毀損に基づく不法行為の反訴提起をしないで別件訴訟2の判決(甲7～8)で賠償を命じられたことを不満として本件訴訟を提起することは訴訟経済の観点からして信義則に反するものであることを念のため補足しておきたい。

以上